



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

必要経費の該当性～弁護士会役員の懇親会費等を一部認容～

事業所得の金額の計算上、原則として、①所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るために要した費用の額、②販売費、一般管理費その他所得を生ずべき業務について生じた費用（一般対応の必要経費）の額は必要経費の金額に算入されます（所法37①）。今回は、弁護士会役員の懇親会費、役員に立候補した際の活動費用等が、一般対応の必要経費に該当するか否かが争われた判決をご紹介します。

（平成24年9月19日東京高裁・原判決変更・一部取消し・上告受理申立て・TAINSコード Z888-1685）

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

＜事案の概要＞

本件は、弁護士業を営み、A弁護士会会長や日本弁護士連合会副会長等の役員を務めた控訴人が、これらの役員としての活動に伴い支出した懇親会費等を事業所得の金額の計算上必要経費に算入して所得税の確定申告をしたところ、処分行政庁であるB税務署長が、これらの費用については、所得税法37条1項に規定する必要経費に算入することはできないとして、更正処分等を行ったため争われた事案です。

なお、原審（平成23年8月9日東京地裁・Z888-1602）では、控訴人の請求はいずれも棄却されています。

＜裁判所の判断＞

東京高裁では、次のとおり、条文解釈、懇親会費等が一般対応の必要経費に該当するか否かの判断基準を示した上で、懇親会費等について、二次会費用及びA弁護士会の次期会長予定者又は会長として、同会の執行部を構成するメンバーとの懇親会の費用等を除き、必要経費に該当するとの判断をしました。

- ① 事業所得の金額の計算上必要経費が総収入金額から控除される趣旨や所得税法37条1項、45条1項、同施行令96条1項の文言に照らすと、ある支出が事業所得の金額の計算上必要経費として控除されるためには、その支出が事業所得を生ずべき業務の遂行上必要であることを要すると解するのが相当である。
- ② 被控訴人は、一般対応の必要経費の該当性は、その事業の業務と直接関係を持ち、かつ、専ら業務の遂行上必要といえるかによって判断すべきであると主張するが、所得税法施行令96条1号が、家事関連費のうち必要経費に算入することができるものについて、経費の主たる部分が「事業所得を生ずべき業務の遂行上必要」であることを要すると規定している上、ある支出が業務の遂行上必要なものであれば、その業務と関連するものでもあるといふべきであるから、被控訴人の主張は採用することができない。
- ③ 控訴人が弁護士会等の役員等として行う活動は、弁護士会等の業務に該当する余地はあるとしても、社会通念上、控訴人の「事業所得を生ずべき業務」に該当すると認めることはできない。しかし、その活動に要した費用であっても、これが、控訴人が弁護士として行う事業所得を生ずべき業務の遂行上必要な支出であれば、その事業所得の一般対応の必要経費に該当することとなる。
- ④ 弁護士会等の活動は、弁護士に対する社会的信頼を維持して弁護士業務の改善に資するものであり、弁護士として行う事業所得を生ずべき業務に密接に関係するとともに、会員である弁護士がいわば義務的に多くの経済的負担を負うことにより成り立っているのであるから、弁護士が人格の異なる弁護士会等の役員等としての活動に要した費用であっても、弁護士会等の役員等の業務の遂行上必要な支出であれば、その弁護士としての事業所得の一般対応の必要経費に該当すると解するのが相当である。
- ⑤ 弁護士会等の役員等が、弁護士会等の公式行事後、弁護士会等の業務に係る他の団体との協議後、弁護士会等の会議及び委員会後に催される懇親会等に出席する場合であって、その費用の額が過大であるといえないときは、社会通念上、その役員の業務の遂行上必要な支出であったと解するのが相当である。
- ⑥ 弁護士が弁護士会等の役員に立候補した際の活動に要した費用のうち、立候補するために不可欠な費用であれば、その弁護士の事業所得を生ずべき業務の遂行上必要な支出に該当するが、その余の費用については、これに該当しないと解するのが相当である。

……（税法データベース編集室 依田孝子）

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判50頁）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込み）で頒布しますので下記までご一報ください。